

可児市 新型コロナウイルス感染症防止対策 文化創造センター運営 基本指針

1 実施体制

- ① 施設内職員の中で、感染症防止対策の「対策実施責任者」を選任
- ② 感染症防止対策がきちんと行われているか確認できる簡易な「チェックリスト」を作成
- ③ 施設を利用する際には、利用者の氏名、連絡先、健康状況（体温、自覚症状の有無等）を把握

2 施設衛生管理

i 密集対策

- ① 利用者間の間隔確保（できるだけ2 m。最低1 m）
 - ・ 屋内施設では、各部屋の利用定員を減し定めることなどで徹底
 - ・ 屋内施設では、減した利用定員に合わせ各部屋の机、イスの設置数を減しておく
- ② 入場制限
 - ・ 入退場時の人数の制限・コントロールの実施
 - ・ ロビー等の共用スペースの机配置の変更、イス数の削減
 - ・ 利用時間の短縮に向けた依頼

ii 密閉対策

- ① 頻繁な換気
 - ・ 法令等を遵守した空調設備による換気の実施

iii 密接対策

- ① 対面場面の遮断措置（アクリル板、パーティション等）

iv 衛生管理

- ① 手指の衛生
 - ・ 入口や施設内に手指消毒設備の設置
 - ・ 職員及び入場者の手指消毒の徹底
- ② 徹底した清掃・消毒
 - ・ 十分な清掃と多数の人が頻繁に触れる場所の特定と消毒の徹底
(テーブル、イスの背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話、PC、蛇口、手すり、エレベーターボタン等)
 - ・ 施設内共用部分の消毒実施個所の特定と実施時間、実施者を定めて実施
 - ・ 貸館の部屋内は、利用者を利用前後の消毒の実施依頼を徹底
- ③ 廃棄物対策
 - ・ 鼻水、唾液のついたごみはビニール袋に入れ密閉して持ち帰りを徹底
 - ・ ごみ回収者は、マスクや手袋を着用
 - ・ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手洗いを徹底
 - ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの徹底

3 利用者にお問い合わせ事項

- ① 利用者に周知
 - ・ 利用者間の間隔確保（できるだけ2 m。最低1 m）

- ・利用者のマスク着用
- ・利用前に自宅で検温して、37.5度以上または平熱比1度超過の場合入場を控えてもらう徹底
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、その他感冒に似た症状のある場合入場を控えてもらう徹底
- ・途中で体調が悪くなった場合は、すぐに利用をやめ施設側に申し出ることを周知徹底
- ・利用者に丁寧な手洗い励行を周知

② 施設貸出にあたって

- ・利用者の氏名と連絡先の確認の実施
- ・利用者の健康チェック（検温、マスク着用等）の実施
- ・利用前後で手で触れる箇所の消毒の実施
- ・入場ゲートなど行列ができることが想定される際、列の間隔確保のための床サイン等の実施
- ・入場時間、退場時間及び休憩時間は余裕を持った時間を設定し、密集状況の発生を回避
- ・施設内での飲食は、活動の性格上飲食が不可欠なもの、及び水分補給以外は許可しない
- ・物販等、不特定多数の者が来場する場合は、密集が発生しないなど対策を徹底
（飲食物の販売においては、試食コーナーや包装無し販売は許可しない）
- ・グループ討議やワークショップ方式の講座は極力控え、実施の際は対面距離の確保、対面場面の回避など十分な対策を徹底
- ・施設の利用人数・収容率等については、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部が作成した「コロナ社会を生き抜く行動指針」の「3. イベント等について」に記載される基準等、それに基づく各種対応に従う
- ・施設貸出については、状況により閉鎖することがある

4 利用形態ごとの注意事項

i 歌唱・演奏・演劇等

- ・大声の発声、合唱、歌唱、声援は必要最低限とし、できるだけ少人数ごとで行うこと
- ・歌唱者、演奏（管楽器 以下同）者、演者同士、又は歌唱者、演奏者、演者とそれ以外者との前後左右の間隔を2 m以上確保
- ・マスク着用の徹底（歌唱、合唱、演奏、演技中及び水分補給時は除く）
- ・楽器や共有物について、使用前後の消毒等を適切に実施
- ・マイクは、使い回しを禁止。また、適宜消毒を実施
- ・管楽器は個人管理とし、他人が触れないように徹底
- ・飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保
- ・観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止
- ・楽屋などでの3密回避
- ・ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止
- ・各業界から出されたガイドラインに従った活動内容とする

ii 運動・スポーツ

- ・利用者が触れる箇所や物品の消毒の徹底
- ・呼気が激しくなるような運動や大声（声援を含む）を出す活動は、なるべく控える
（なお、対策を講じて実施する場合は、より一層の身体的距離（2 m以上）を確保する）
- ・マスク着用の徹底（運動中及び水分補給時は除く）

- ・更衣室等の利用は極力控える。どうしても必要な場合は、3密対策の徹底と短時間化
- ・各競技団体から出されたガイドラインに従った活動内容とする

iii 工作

- ・器具・用品、テーブル、イス等の使用前後の消毒等を適切に実施
- ・原則、マスク着用と必要に応じた手指消毒、手袋使用の徹底
- ・作業台など対面式テーブルでは、対面とならないように配慮した利用者数とする
(各テーブル2～3名程度の利用とする)

5 職員の対応

① 職員の対策

- ・職員のマスク着用（原則、不織布のもの）、手洗い・手指消毒の徹底
- ・毎日の検温を実施し、平熱+1度以上の熱がある場合の休暇取得と医療機関受診を促す
- ・体調不良（家族含む）の場合、休暇取得を徹底
- ・衣服のこまめな交換・洗濯
- ・日頃の行動制限（3密などのリスクのある場所への移動を控える）
- ・時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底
- ・利用者の体調異変者が発生した場合、防護対策を講じた上ですみやかに別室に隔離する

6 その他

① 感染症対策に向けた利用者への呼びかけ（掲示物、放送など）

（社会的距離の確保、マスク着用、手指消毒徹底、健康管理の徹底、差別防止の徹底等）

（利用前後の懇談・交流の場は感染リスクが高いため控えるよう周知）

（厚生労働省の接触確認アプリや岐阜県感染警戒QRシステム利用の推奨）

② マスク着用困難者へは配慮すること

③ レストランの運営事業者への感染予防措置を要請

④ イベントの開催を予定する場合は、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部が作成した「コロナ社会を生き抜く行動指針」の「3. イベント等について」に記載される基準等、それに基づく各種対応に従う

◆ この指針は、令和2年10月1日から適用する。なお、7月1日現在のものであり、市内外の状況により改定を行うものとする。

◆ この改定指針は、8月1日に改定したものである。

◆ この改定指針は、10月20日に改定したものである。

◆ この改定指針は、令和3年1月13日に改定したものである。

◆ この改定指針は、令和3年3月8日に改定したものである。

◆ この改定指針は、令和3年12月1日から適用する。